

第2回糸魚川市犯罪被害者等支援推進計画策定委員会会議録

(令和4年度)

日	令和4年10月20日	時間	14:00～15:05	場所	市民会館 3階 会議室
件名	次第 別紙資料のとおり				
出席者	【出席者】 7人 (以下敬称略) 池田正夫、齋藤伸一、山崎毅、若木直弘、渡辺康太、備酒貴也、小田島道子 【アドバイザー】 糸魚川警察署 遠山雄大 【事務局】 環境生活課 猪又課長、山岸係長、大矢主事				
	傍聴者定員	3人		傍聴者数	1人

会議要旨

1	開会 (14:00)
2	委員長あいさつ
3	協議事項
	(1) 糸魚川市犯罪被害者等支援推進計画 (案) について ≪事務局説明≫ ・第1回の委員会等で出された意見の計画への反映状況を説明
	【質疑・意見等】 (委員) 前回の委員会の後に、事務局でにいがた被害者支援センターと連絡を取ったと思うが、それを受けて3ページの支援体制イメージの関係機関に追加されたと思う。直前の文章のところにも、にいがた被害者支援センター等を加えてもよいのではないか。 (事務局) ご意見のとおり、イメージ図上の文章にもにいがた被害者支援センター、性暴力被害者支援センターににいがたの団体名を追加する。 (委員) この犯罪被害者等支援推進計画を見ると堅苦しい感じを受ける。文字だけではなく、できるだけ写真や図を入れれば、優しい感じで受け止められるのではないか。 (事務局) 検討する。 (委員) 6ページの第5章の支援施策の具体的な施策で、具体的に「行います」や「何かをします」ということが書いてあるが、ものによっては「案内します」、「制度の説明をします」で終わっているところもある。絶対に援助ができるわけではないので猶予をつけたいというところもあると思うが、こういう方にはこういう援助をしますというように具体的に書いた方がわかりやすいと思う。例えば7ページ目の見舞金の支給は、被害に遭われた方にお金を支給するというところだが、内容を見ると、手続きを案内するとなっており、お金を支給するというところまで含めて事業化だと思う。全体的に案内しきりで終わっているところと、具体的援助内容まで示しているところとの差があると思うので、援助の内容まで指摘した方が見る側としては

非常にわかりやすいと思う。

(事務局) 「案内します」というところが何か所かあるので、具体的にどこまで書けるか検討する。

(委員) 7ページ目の下の施策で、心的外傷や心身に受けた影響に関する相談受付というところが、どういう方が相談をされるか、具体的なイメージがあるか。専門職の方が対応されるとか相談の主体を書いた方がよい。行政の方が受け付けてくれるのか、それとも中にいる心理的なものに関するスキルを持っている方が対応されるのか。回復というところを目的にしているのか、内容が変わるかと思うが、主体としては誰を想定されているか。

(事務局) 基本的にまず保健師が対応し、相談内容によっては医療機関につなぐというイメージをしている。

(委員) 10 ページ目の住居の安定のところ。前回から委員の指摘を受けて改正されたと思うが、条例の文言が24 ページ目の資料にある、「市営住宅条例に規定する市営住宅における特別の配慮その他の必要な支援を行うものとする」となっており、二次的被害とか被害に遭われた方が、現状の生活環境では被害に遭うかもしれないということ防止するため、別の住居に移るといようなことを目的として作られた条文だと思う。施策として相談対応を行うにとどめてしまうと、条文の文言と乖離があると思う。条例の文言としては優先的な対応をすとかそういったところを言っていると思う。

(事務局) 相談対応という記載をしたが、市営住宅規則も優先入居ということで謳っているので具体的に記載するよう検討する。

(委員) 前回の会議で指摘があったプライバシーで、性被害も含めて被害に遭われた方の再被害の対応をする職員の言動によってまた傷ついてしまうようなところは、一般的な市民の対応に比べて慎重にならざるをえないところがあると思う。この計画として最初に市で窓口を設置し、被害者の方が行くとなると、最初に関わる窓口の方の対応によっては再被害を生んでしまうという恐れということが想定される。窓口対応の方は今から養成、研修といったものが必要になると思う。今回改正されたもので、6 ページの条例との関係で、9 条 2 項のところに書いている窓口の設置は条例だと窓口を設置することになっており、その前の9 条 1 項のところ、相談を受け必要な支援をするというふうに書いてあるので、その窓口の設置とそこから相談を受けるというところまでが想定される流れだと、相談を受ける際がかなり大事なのではないか。聞き取り方によっては、二次的被害を負う可能性があるのではないか。必要な支援を行うために職員研修に努めるというふうにあるが、具体化できているか。研修を行わないと後々難しい事態が起こりうる。ケースは多岐に渡るので、この問題に対して理解をされた方が窓口につかないといけないと思うが、その辺りはいかがか。にいがた被害者支援センターからの指摘もあり、研修とかについてもお話があればと思う。

(事務局) まだ総合窓口対応の実例がないというところがあるが、二次的被害や犯罪被害を受けた方々が、どのような状況に置かれているかというところの研修が必要と思っている。にいがた被害者支援センター等からご支援をいただきながら研修ができればと思っているが、その部分をどこまで書けるかどうか検討をさせていただきたい。

- (委員) 年に何回などの具体的なプランや、連携先としてにいがた被害者支援センターがあるのであれば、そこでやっているような研修プログラムを参考にするとか、新潟県においても同じような取り組みがあり、他の自治体もあるので、そういったところも参考になる例があれば取り入れていった方が良いでしょう。
- (事務局) この記述について、委員の指摘のように相談受け付け時の対応が非常に大きな課題だと思っている。対応について詰めさせてもらわなければいけないと思っている。課題を明確にして、そういったところに向かって進めていくというような形で文章を考えていきたいと思っている。行政の中で実例が伴わない中で、研修というところをもう少し検討していかなければならないと思っている。
- (委員) 感想として、あらゆることは最終的には人だと思う。最初に相談に来たときに、第一声がすごく大事で、機械的にこういう権利がある、こうしますというのではなく、共感力とか寄り添って話を聞いてくれる人という印象がないと、ずれていってしまう。被害者の方とか世間一般全部すべて当てはまるが、共感力とか愛情のない方には心がそがれてしまう。その方の言いたいこと、何を支援して欲しいか十分耳を傾けて聞くこと。心を込めて把握する、そういった能力が必要だと思う。それは一朝一夕でできることではなく、若い方などは最初からそういった力はないと思うが、その修練というのはすごく必要だと思う。適正というのがあって、この方は向いているとか言葉一つでもきちんと過不足なくやって、全身耳になってしっかり聞くというような、最後はこれを実現していく人の体制をどうやったらできるか、そこがみそだと思う。
- (事務局) 総合窓口で最初に相談を受けたときに、何度も窓口を回されて、同じ話を何回もするのも大変な心痛だろうということは想定するので、なるべく適切なお話をお話をし一緒に話を聞く。その話を聞く中では相談員や、保健師等で対応するという想定を少し持っていた。ご意見のとおり、最初の受け付けの段階での対応という部分の重要性をお聞きしたので、もう一度改めて考え直しなかなか沿った形で動けるかどうかは少し時間や訓練というところがあるので、時間をいただきたいと思っている。委員からご指摘いただいたことについて、しっかり受けとめ対応していきたいと思う。
- (委員) この計画は5年間となっているが、途中で改定があった場合の対応はどういうふうにするのか。例えば、担当する課の名称が変更になった、支援センターなどの名前が変わった、関連する条例が変更になったなど、そういう場合の対応はどうか。改訂になった場合にその都度新しく作り直し、関係各所に配布をするのか。
- (事務局) 今計画の中に書いていないが、そういった改定などがあつた場合はその都度、計画の中身も見直したうえで、改訂していくということで予定している。2ページ目の3の部分、逐次見直しという文言が抜けているので、見直しをするということで記載していきたい。
- (委員) 個人情報について、前回の会議中での指摘を受けて新設されたと思うが、その個人情報を想定されているのは市の中での関係の部署で、漏らさないようにするといったところでの二次的被害、再被害を防ぐということだと思う。糸魚川市の個人情報保護条例によって適切に取り扱いますだと、同じことを言っていると思う。ここで対象となるのは13条の条例の文言を見ると市はという記載になっているので、市の職員の

意識的なところ、個人情報に対する理解と、それが漏れた場合にどういう被害が出てくるのかというところの、教育や研修といった具体的な内容になるのかと思う。漏らしたときの影響を踏まえ、情報を漏らしてはいけないというようなところがあるといいと思うが、なかなか市全体の問題になってくるので規模が大きいところではあるが考えはあるか。

(事務局) すべてにおいて個人情報というのは適切な取り扱いということが必要。そのあたりも関係各課、また個人情報の取り扱いということで研修や、再確認ということ、その部分を記載するかということも含めて検討する。

(委員) 10ページの15条の雇用の安定だが、15条自体は事業主に対するもので、雇用の安定を図るためということ。犯罪被害者等が安定して働けるために事業主の配慮をお願いするという計画だと思う。内容として広報紙での啓発だが、具体的なものは想定されているか。その次のページの16条で、市と事業者両方の対象のところだとホームページや広報紙となっている。具体的な例があれば取り組んだ方がよい。

(事務局) 広報等と書いてあるが、ホームページ等での周知啓発ということでも考えている。また、ダイレクトメールで商工会や雇用促進協議会、そういった団体に送りたい思っているが、今後検討させてもらいたいと思う。

(委員) 事業主に理解してくださいということで、実際事業主はどういうことをしたらいいのか、できれば職場警察連絡協議会とか、雇用促進協議会等あるので、従業員の方たちがDVに遭われた場合の対応や、犯罪被害に遭われた場合の対応を研修する機会があれば、さらに各事業者の理解が進むのではないかと思うのでそういった計画もあればと思う。

(委員) 来年4月からどういう案件がくるか、全く予想のつかないようなことが考えられる。なかなか大変だと思う。職員はオールラウンドプレイヤーではないから、対人関係の相談の受け付けは本当に苦勞すると思うが適材適所ということもある。

(事務局) 市の職員が市民誰に対しても誠実に傾聴ということが求められる。本来なければならないスキルでもあると思うが、そこに特化するところと言われるところかもしれない。不安を抱えておいでになる方に対して、どこの窓口の職員であってもやっていかなければいけない。話しやすい環境を整えていかなければいけないというのがある。この計画や犯罪被害に遭われた方だけでなく、広くそういったことではやっていくべきだと思っている。職員系の研修などを通じて訓練し、また理解を深めていかなければいけないと思っている。

(委員) 初めて糸魚川市として計画を作成し、一市民としてこれをもらったときに例えば何々課に行ったら、私の相談は全部聞いてくれるのかという疑心暗鬼がまず出てくるような気がする。環境生活課にいったらわからないから、他に行ってくださいということがもしあったら、そこでお願いをした人はシャットダウンとなる。この委員会として、市民の立場にたった考え方で、絵を入れてわかりやすくするか、まとめてもう少し簡単な市民目線でものを考えたらどうかという気がする。完成品だけではまず読まない。簡単にするというのは非常に難しいと思うが、市民目線に立って、どのようなことを市がやってくれるのかわかりやすいものがあればと思った。

(事務局) この計画は文字も多くなっている。まとめたような概要版というなものも作成し、

お配りするのかホームページで掲載させていただきなどができればと思う。

(委員長) 心配ごと相談があるが、その兼ね合いはどうか。

(事務局) 犯罪被害者の方々については、警察署から紹介された方が来ることを想定している。心配ごと相談とは分けられると感じている。

(委員長) 私が知っているところではそういう案件なかったようだが、市の条例に基づいて計画が出た場合に、受けとる方は惑わされるのではという気がする。

(事務局) 様々な相談がありその相談窓口は行政が持っており、新たな犯罪被害者という一つの切り口の中でやっていくことになる。ここでこれだけ手厚くするのに、逆に心配ごと相談に行き、犯罪被害者のことを聞きたいときに、ここではないということが多分心配されるところもあると思う。そこが今後の課題で、それぞれの団体が相談をそれぞれの専門分野も含めてやっているのだから、これがすべて区分できるわけではなく、少なくとも行政の内部では、そういった壁をなくしていくことは先ほど申し上げたとおりだが、他の団体については、はっきり区別ができるようもう少し考え、今後の課題にさせていただきたい。

(委員長) 今まで心配ごと相談に行っていた人がこちらにきた時に、ここではないという話になるとそこが心配される。

(事務局) 準備がすごく大切だということはわかっており、人を育てるといのがなかなか追いつかないというのが現実。そういった事例などを踏まえながら、少しずつやらしてもらわなければならないと思う。そうすると警察の方や、犯罪被害者支援センターと連携をしっかりとっていく必要があると思っている。条例上はスタートしてるが、必要に応じて、行政の心構えとして計画を逐次作り直しながら改めて再認識を図りながら、その繰り返しになると思う。これについては防犯も本来そうすべきところがあり、防犯で守り切れなかった方々が犯罪被害を受けてしまうという、一体的なところもある。そういうことも含めて考えていかなければならないと思っている。

(備酒委員) 11 ページの教育の方だが、犯罪被害は犯罪が起こった後の再被害防止というところに重点を置いて、犯罪自体の防止というより 1 回起きた後のことをどうするかという問題。教育すること自体はやった方がいいと思うが、内容としていじめや問題行動の未然防止、早期発見早期対応だと犯罪被害者の再被害二次的被害防止とは離れてるという印象を受けた。命の安全教育というところも、性被害にならないためという防止の方の観点で、今回の施策との関係でいうと齟齬がある。どちらかという市民に対するものだが、被害に遭った人に対して追い打ちをかけるとか、プライバシーの問題もあるので、あの人はここに住んでるとか、そういったことで再被害を生むとかそういったことを防ぐことが目的だと思う。教育の必要というのはもちろんあるが、内容と目的がずれていると感じた。条例の方にも教育活動等を通じてとあるので具体策は必要と思う。

(委員) 新潟県から人権教育基本方針の実施のため教職員の研修手引きが出ている。県内の 13 の人権課題を学校教育で取り上げる中に、犯罪被害者とその家族という項目があり、やらなければならないことになっている。学校で本当にやってるのかというと、今のところやっている学校は少ないのではないかとと思っているが、この計画に明記すると学校も少し意識するのでは。この冊子に書かれてるものが学校等における推進方策の中に書かれてるのは、犯罪被害者とその家族の人権侵害について正しい理解を深めて学習を行うと

ということ、犯罪の被害に遭った人の状況を理解し、支援に協力していく態度の育成に努めるということ、犯罪被害者である児童生徒には十分な配慮の上で丁寧に対応できる相談体制の整備に努める必要がある、との3点が学校教育としてのもので載っているもので、載せてもらえばいいと思う。

(事務局) 載っている二つの施策では、未然防止のような形の教育ということになっているので、県の人権教育基本方針の施策をこちらに載せながら、見直しをさせていただければと思う。

(委員) 6ページの施策で窓口を作ったところと言えば、まず相談を受けると記載してもいいと思う。まず相談を受け、受けてから支援するという流れを想定して思うが、9条1項のところと9条2項のところに相談を受けるところの文言はなかった。例えばだが、総合窓口の設置のところで、窓口を設置するで終わっているが、設置し相談を受け付けるとした方が条例に則していると思う。その支援制度の案内というところだが、そこは9条2項の範囲なのかという疑問がある。9条2項は窓口の設置という施策で、1項と2項を分けてしまうと書きにくいところがあるので、9条というまとめ方をして、その中で相談窓口の設置等必要な部分のつなぎといったようなところがいいと思う。

4 その他

- ・今後のスケジュール

5 閉会(15:05)